

2015年市議会8月通常会議 請願

[請願第 11 号](#) 「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

[請願第 12 号](#) 憲法違反の「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書の提出を求めることに関する請願

[請願第 13 号](#) 実効性ある避難計画が策定されていないなど市民の安全の確保ができないなかでは、高浜原発 3 号機、4 号機の再稼働をしないよう求める意見書の提出を求めることに関する請願

「所得税法第 56 条の廃止を求める意見書」の提出を求める請願

【紹介議員：共産党、チーム】

私たち中小業者は、地域経済を底辺から支え、地域の安全、伝統文化の継承、コミュニティ作りに貢献しています。しかし、事業主と共に働き、営業を支える家族従業者の「働き分」は、所得税法第 56 条「配偶者とその家族が事業に従事した時、対価の支払いは必要経費に算入しない（条文趣旨）」により、必要経費として認められていません。配偶者が年 86 万円、それ以外の親族は年 50 万円が控除されるだけで、最低賃金にも満たない額です。そのことが低単価、低賃金、低い年金など劣悪な社会保障の要因となっており、後継者不足にもつながっています。第 57 条で、一定の記帳義務を条件に、税務署から青色申告の承認を得た場合にのみ、必要経費に算入することができますが、これは税務署長の判断で、いつでも一方的に取り消すことのできる特例条項に過ぎません。

56 条制定時から 60 年以上が経過した現在、会計知識の向上、パソコン会計の普及などで、青色申告と白色申告との間に実質的な差異はなくなっており、2014 年 1 月に全ての事業者に記帳が義務付けられたことで、記帳義務強化のための差別条項である 56 条存立の根拠もすでになくなっていきます。

世界の主要国では、青色・白色の区別なく、家族従業者の給料を経費とするのは当然のことであり、日本の 56 条は、国連・女性差別撤廃委員会でも問題だと指摘されました。全国では約 400 自治体が「働き分を認めない所得税法第 56 条は人権侵害」だとして、国に意見書を上げています。

大津市でも一刻も早く「56 条廃止を求める意見書」を国に提出して頂きますよう、よろしく願いいたします。

以上の趣旨から下記事項について要請いたします。

請願事項

1. 所得税法第 56 条の廃止を求める意見書を政府に提出して頂くこと。
(地方自治法 99 条にもとづいて、関係省庁に意見書を提出されたい)

請願者：大津・高島民主商工会婦人部

憲法違反の「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書の提出を求めることに関する請願

【紹介議員：共産党、市民ネ、チーム】

安倍政権が今国会で成立させようとしている集団的自衛権行使を柱とした「安全保障関連法案」は、日本が攻撃されていなくても他国軍隊の軍事行動に自衛隊が参加することを可能にする法案であり、再び戦争への誤った道を開こうとするものです。

これまで、歴代政府は長年にわたって「憲法第9条下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべき」として、集団的自衛権の行使や多国籍軍の武力行使との一体化を憲法違反としてきました。しかし、この法案は、これまでの憲法解釈の枠を大きく逸脱するもので、まさに法的安定性を大きく損なうものです。

6月4日の衆議院憲法審査会で、自民党推薦の参考人を含む3人の憲法学者がそろって「安全保障関連法案」を「違憲だ」と述べ、我が国の多くの憲法学者らも「法案は違憲」として反対し、廃案を求めています。

7月16日の衆議院での「安全保障関連法案」強行採決以後、報道各社の世論調査には国民の8割が「政府は納得のいく説明をしていない」と答え、法案「反対」が6割以上となっており、この傾向に変化はありません。

「集団的自衛権の行使は憲法上許されない」というのは、長年にわたり定着した憲法解釈です。国の最高法規である憲法を一内閣の解釈変更により、形骸化することは立憲主義の否定であり、国民への背信行為です。

戦後70年、あの悲惨な戦争の反省からつくられた日本国憲法は、日本が再び「戦争する国」にならないことを固く決意してつくられたものです。集団的自衛権行使によって、世界に誇れる憲法9条の形骸化は許されません。

よって、「世界連邦平和都市宣言」及び「ふるさと都市大津恒久平和都市宣言」の2度にわたり平和都市宣言をおこない恒久平和への強い決意を示している大津市の市議会として、平和を守り、市民の命と暮らしを守る立場から「安全保障関連法案」の廃案を求める意見書を国に提出するよう請願します。

請願事項

1. 大津市議会として、国に対し、憲法違反の「安全保障関連法案」を廃案にすることを求める意見書を提出すること。

請願者：市民4名

実効性ある避難計画が策定されていないなど市民の安全の確保ができないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める意見書の提出を求めることに関する請願

【紹介議員：共産党、チーム】

原子力規制委員会は8月17日から、関西電力高浜原子力発電所3号機について「使用前検査」を始めました。高浜原発の再稼働への動きが進んでいることを示しています。

再稼働には安全性の確保が当然不可欠であり、安全な避難計画なしの再稼働はするべきではありません。

ところが、事故時の避難計画は再稼働の要件となっておらず、原子力規制委員会の規制基準には、避難計画がきちんと実行できるかは含まれていないことから、避難計画は自治体任せであると言わざるを得ません。

大津市は高浜原発から42kmで、一般に言われている30km圏（UPZ）外ですが、放射性物質は同心円状に広がるわけでも、30kmで止まるわけでもないことは、福島事故で全村避難を余儀なくされた福島県飯館村の状況を見れば明らかです。そうしたことから、大津市も事故時のリスクは多大に負っていると考えるべきです。

しかし、原発過酷事故での避難計画や防災計画において実効性のある計画の立案は困難で、どの自治体も、最悪のシナリオを想定した上での現実的かつ合理的な避難計画を立てることに苦勞しているのが実情です。

また、8月19日のNHKの報道によると、滋賀県内の災害時の避難所などのうち48か所が土砂崩れのおそれのある「土砂災害警戒区域」の中にあることが明らかになりました。大津市も、土砂災害警戒区域の中に学校や公民館など災害時の避難所や避難場所があるとされており、「現在、見直している途中」とのことですが、原子力災害と土砂災害などが同時に発生する複合災害を想定すると、被ばくをさせずに住民をどう安全に避難させるかなどさらなる課題も浮き彫りになったと言えます。

このように、住民の安全を担保するための具体的な課題が解決されておらず道半ばであり、高浜原発3、4号機で福島第一原発事故と同様の事故が起こった場合、住民の命や健康、暮らしに大きな被害を受けることが避けられないうえに、近畿1,450万人の水源である琵琶湖が汚染されることによる影響は計り知れません。

私たちは、福島事故から4年半が経とうとしている今も12万人を超える人たちが故郷に戻れず避難生活を余儀なくされており、事故が収束していない現実を謙虚に受け止めるべきと考えますし、市民の生命と安全を守るため、合理的な避難計画が策定されていないなど安全の確保に課題が残る限り、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないことを、国に対し強く求めるものです。

以上から、大津市議会として国に対し、実効性ある避難計画が策定されていないなど市民の安全の確保ができていないなかでは、高浜原発3号機、4号機の再稼働をしないよう求める旨の意見書を提出することを請願します。

請願者：市民4名